

企業取引研究会（第4回）議事録

- 1 日 時 令和8年3月10日（火） 14:00～16:00
2 場 所 対面（経済産業省別館8階840会議室）とオンラインの併用

3 出席者

【委員】魚住委員、及川委員、岡室委員、郷野委員、鈴木委員、
高岡委員、滝澤委員、多田委員、中島委員、仁平委員、原委員、廣田委員、
松田委員、松本委員、若林委員、渡辺委員、渡邊委員

【公正取引委員会事務総局】向井官房審議官、柴山企業取引課長、
企業取引課 田中課長補佐、片木課長補佐、菊澤課長補佐、長
田係長

【中小企業庁】小高取引課長

【オブザーバー】金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

- 4 議 題 ○企業取引研究会での議論を踏まえた対応の方向性について
5 議 事 録

(1) 開会、注意事項説明

○公正取引委員会 柴山課長

それでは、第4回「企業取引研究会」を開催いたします。本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。公正取引委員会企業取引課長の柴山です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

本日、神田座長が体調不良により^{きゅうきょ}急遽 御欠席となりました。つきましては、神田座長にも御了承いただいた上で、事務局にて進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、まず開催に当たりまして、公正取引委員会官房審議官の向井から御挨拶をさせていただきます。

○公正取引委員会 向井審議官

公正取引委員会官房審議官の向井です。本日は御多忙の中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。御存知のとおり、1月1日から取適法が施行され、周知活動もかなり順調に進み、認知率も高まってきていると思います。生声を聞いてみると、特に手形払の禁止や振込手数料の負担といったところで実感を得ているという声をたくさん聞いております。更には代金決定に係る協議もかなり進んでおり、委託事業者の側から協議の申出があるという状況が見られるところです。このように取適法の適用対象につきましては、取引の適正化や価格転嫁が随分進んでいるという印象を持っております。一方で、サプライチェーン全体で見ると、取適法の対象はその中の一部ですので、サプライチェーン全体で取引適正化や価格転嫁を進めていくにあたりどうするか検討し、結論を出す必要があるのではないかと思います。

本日の議題としては、サプライチェーン全体、特に取適法の適用対象外取引において、価格転嫁の環境整備、支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応につ

いて、事務局の方で対応の方向性をまとめておりますので、説明した上で、皆様に御議論いただきたいと思います。本日も忌憚のない御意見をよろしくお願いたします。私からの挨拶は以上でございます。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。なお、今回委員に交代がございます。日本商工会議所 理事・産業政策第一部長の加藤委員に代わりまして、新たに日本商工会議所 中小企業振興部長の松本委員に御参画いただきます。どうぞよろしくお願いたします。

(2) 事務局説明（企業取引研究会での議論を踏まえた対応の方向性について）

○公正取引委員会 柴山課長

初めに、事務局から資料2に基づき、これまでの議論を踏まえた対応の方向性について御説明いたします。資料2を御覧ください。

1 ページでは、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁や取引適正化を進めていくために、取適法の対象となる取引に限らず、サプライチェーン全体において、適切な価格転嫁の環境整備、支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応を行うということで、3つの柱に分けてその全体像を整理しております。それぞれの柱の真ん中の黒囲みの部分において、取適法対象取引を示しております。価格転嫁につきましては、取適法において協議に応じない一方的な代金決定という規定が設けられましたが、大企業同士や中小企業同士といった取適法の適用対象外部分への対処については、優越ガイドラインの改正で行いたいと考えております。また、支払条件の適正化について、取適法対象取引では60日以内の支払期日を定める必要があるところ、取適法対象外取引への対処として、独占禁止法の新たな特殊指定を策定したいと考えております。また、物流についてですが、運送事業者と発荷主のところまでは取適法での対処が可能ですが、着荷主のところでは発生する契約にない荷待ち・荷役への対処については、現行の物流特殊指定を改正することで行いたいと考えております。

2 ページです。サプライチェーン全体での適切な価格転嫁に向けた環境整備のため、価格協議に関して優越的地位の濫用に係る考え方を整理して、実効的な取組をより一層推進することが必要であると記載しております。

3 ページでは、第2回の議論を御紹介しております。

4 ページでは、優越的地位の濫用規制の概要を示しておりますが、こちらは省略させていただきます。

5 ページでは、解決の方向性をお示ししておりますが、下部の点線部分では、優越ガイドラインの関係部分抜粋で、取引の対価の一方的決定というものが優越的地位の濫用の行為類型としてあげられているところです。優越的地位の濫用として問題になるかの判断に当たっては、取引の相手方と十分な協議が行われたかどうかなどの対価の決定方法等、幾つかの要素を勘案して総合的に判断するとの記載がございます。このように、実効的な協議が行われたかどうかを考慮要素となることを明確にするために、優越ガイドラインの取引の対価の一方的決定の想定例において、実効的な価格協議が行われず対価が定められる場合を追記しまして、独占禁止法上問題となる行為を明らかにしたいと考えております。具体的には、真ん中のオレンジ色のところですが、拒否等による協議に応じない例、取引の打切り等の示唆により協議を行わない例、それから、協議の求めがあった事項について、説明又は情報提供をしない例を追記することを考えております。

続きまして、6 ページでは、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備ということで、サプライチェーン頂点企業が一次請けと二次請けの価格転嫁の状況を確認したり、一次請けに二次請けに対する積極的な価格転嫁を行うことへの理解を求めたりする場合に、これが優越的地位の濫用にあたるのではないかと懸念の声がございます。こちらについ

ても委員からの御意見を記載させていただき、一番下の解決の方向性ですが、よくある質問コーナーに、サプライチェーン全体での価格転嫁を推進するため、取引先に対し価格転嫁の推進について理解を求めることや、取引先とその再委託先との取引において価格転嫁が適切になされているかを取引先等に確認することが直ちに問題となるものではない旨追記したいと考えております。

続いて7ページ、サプライチェーン全体での支払条件の適正化です。支払条件の決定においては、発注者が優位に立つ傾向があり、その場合に支払サイトが長期化する傾向がございます。取適法適用対象取引の延長線上にあるサプライチェーン全体において、支払期日が適切に設定されるような環境整備に向けて、特に取組を講じていきたいと考えております。

8ページですが、第3回の委員の皆様の見解をまとめております。

それから、9ページに、特殊指定の概要を説明しております。特殊指定では、特定の事業分野の実情に即して、その事業分野で行われる可能性のある不公正な取引方法の類型を具体的に定め、独占禁止法第2条第9項第6号に規定する「不公正な取引方法」として指定する告示がございます。下のところで、法定優越と特殊指定との比較表を載せております。根拠条文、適用分野、要件、執行、措置等について整理しております。

10ページです。本論点の解決の方向性を示しております。サプライチェーン全体において、支払期日が適切に設定されるような環境を整備するため、製造委託等の取引を対象に、支払期日に係る具体的な基準を定める独占禁止法上の告示を新たに策定することを考えております。下のところに記載がございますが、適用対象としては、製造委託等をした発注者の行為に適用されると記載しております。製造委託等とは、取適法に規定する製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託、特定運送委託を想定しております。また、発注者と受注者に関して、資本金額や従業員数といった規模基準は設けないことにしております。ただし、その取引上の地位が当該発注者に対して劣っていないと認められる者に対する行為を除きます。下の禁止行為について、正当な理由がある場合を除き、給付を受領してから起算して60日の期間経過後なお代金を支払わないことを禁止するということを考えております。正当な理由がある場合としては、例えば、受注者の責めに帰すべき理由がある場合や、合理的な理由に基づき60日を超える支払期日に係る条件が合意された場合等が挙げられると考えております。そういったものを運用基準において限定的に定めていくことを考えております。

次に、11ページの物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応についてです。議題の概要についてですが、着荷主が発荷主と取り決めた取引条件にない契約外の荷待ち・荷役等を、運送事業者を通じて要請する行為が問題となっております。取適法により、運送事業者と発荷主等の関係において運送事業者の保護は一定程度図られておりますが、着荷主の行為については実効的に対処することが困難となっております。着荷主は運送事業者との運送契約の当事者ではないものの、物流取引のサプライチェーンの一環を担っており、物流取引全体の適正化を図るためには、着荷主が運送事業者に指示をし、契約外の荷待ち・荷役等を提供させる行為についても、対応することが必要です。こうした着荷主の問題行為を是正するために、発荷主・着荷主間の取引関係に着目し、優越的地位の濫用の観点から取組を講ずるべきではないかと記載しております。この下の部分に、発荷主へのヒアリング結果を記載しておりますけれども、着荷主の立場が強いために、追加で生じる荷待ち・荷役について費用負担の交渉をすることが難しいとも聞いております。

それから、12ページが第3回に委員の皆様からいただいた御意見を載せております。

また、13ページについて、現行の物流特殊指定の概要を載せております。左下に対象となる荷主と物流事業者、右側に禁止行為を記載しております。

14ページについて、この問題に対する解決の方向性を示しております。物流分野におけるサプライチェーン全体の取引適正化の観点から、現行の物流特殊指定の対象を拡大し、着荷主による発荷主に対する特定の行為、契約外の荷待ち等を、運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為を新たに物流特殊指定の対象にするものです。

適用対象としては、資本金や従業員といった事業者規模が一定を超える着荷主又は取引上優越した地位にある着荷主であって、事業者規模が一定を下回る発荷主又は取引上の地位が劣っている発荷主との間で継続的な取引の相手方としてその物品の引渡しを受けるものとしております。禁止行為としては、着荷主が①②に記載のある荷待ちや荷役等を、運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為を記載しております。その他といたしまして、現行物流特殊指定に取適法での改正点を反映するという一方で、従業員基準の追加や、協議に応じない一方的な代金決定の追加等を考えております。

15 ページですが、その他の論点としまして、第3回で、解決策でお示ししました特殊指定を用いる場合、その位置付けを整備することが必要であり、例えばということで、現状の優越ガイドラインの注2について、法定優越に該当する行為については、全て法定優越で対処し、特殊指定を適用しないように読み取れる記載になっているとの御発言を頂戴しました。

こちらについて、解決の方向性に記載しておりますとおり、当該記載が特殊指定の適用を妨げるものではない旨を明確化するための改正を行いたいというふうに考えております。

最後に、16 ページに今後のスケジュールを記載しております。本日の第4回企業取引研究会の後、こちらの方向で御了承いただけましたら、近日中にも、3つの論点についての意見公募手続を開始したいと考えております。

そして、4月中旬を目途に意見公募手続の期限とし、また、特殊指定については公聴会というものを開催し、6月中には特殊指定と優越ガイドラインの公表を行うことを考えております。特殊指定については、新しい規制の新設ということで、様々な準備を要しますので、来年の春頃の施行を考えているところでございます。以上です。

(3) 自由討議 (①サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備)

○公正取引委員会 柴山課長

それでは、今の説明について御質問あるという方がいらっしゃいましたらお知らせいただけますと幸いです。御質問いただいた後に自由討議の方に移らせていただきます。それでは、岡室委員お願いいたします。

○岡室委員

この後の議論にも関わると思うのですが、14 ページにおいて先ほどの物流に関する解決の方向性について御説明いただきました。発荷主と着荷主との取引を新たに物流特殊指定の対象にするということですが、その禁止行為として、着荷主が①②の行為、すなわち発荷主の利益を不当に害する行為との記載があるところ、私の理解がまだ及んでいないのですが、こちらで想定しているのは、発荷主と取引関係にある運送事業者との間において、あらかじめ想定されていない荷待ち等により生じた費用については、発荷主が支払う旨の取決めがあった場合には発荷主が費用を負担する必要があるためその利益を害する行為になるということは理解できるのですが、そのような取り決めがなかった場合にも、発荷主の利益を不当に害する行為になるのでしょうか。

○公正取引委員会 片木課長補佐

御質問ありがとうございます。一般論として、発荷主の利益を不当に害するかというところに関しては、様々な要素を勘案して総合的に判断されることとなりますが、現在、典型的な例として事務局で想定しているのは、着荷主の現場において、運送事業者が荷待ち・荷役等を行い、結果として発荷主が運送事業者に対して、当該費用を支払ったというような場合です。このような場合には、発荷主の利益が害されていると考えられます。

委員から御質問がありました、発荷主と運送事業者間において着荷主の要請による行為に対して発荷主が運送事業者に費用を支払うかどうかを決めていなかった場合について、こちらは個別事案での判断ということにはなるかと思いますが、例えば、取適法の考え方を参

考にしますと、あらかじめそのような契約が発荷主と運送事業者の間でなかったとしても、着荷主の現場での荷役等に関して、発荷主が、着荷主の指示に基づいて当該行為を行うように、委託先の運送事業者に対して指示したのであれば、当該費用を支払わなければ不当な経済上の利益の提供要請として問題となり得るため、着荷主は当該費用を支払うべき立場に置かれることとなります。このような点なども踏まえ、不利益性については様々な要素を勘案して判断することになると考えております。

○公正取引委員会 柴山課長

次に、オンラインで御参加いただいている渡邊弘子委員お願いいたします。

○渡邊委員

富士電子工業株式会社の渡邊です。先ほどの御質問にもございましたが、製造業に関わるものとして具体例をお話したいと思います。一言で着荷主といっても、発荷主との間で契約に関わっている方と、運送業者に対して契約外の行為の要請を指示している方は、部署も違えば人も違います。また、それぞれで情報の共有もなされていないと思います。例えば14ページに例があるように、発荷主のところに着荷主からの要望があったという情報は来ていないとも思います。そのため、今回の特殊指定のような仕組みを導入することによって、しっかりと中身を理解して、その分だけの費用を支払うというような政策を広めることにはなると思います。内容をしっかりと明示して、それに伴い金額を決めることのメリットは大きいと思います。

本件とは全く異なるのですが、お話しする機会が余りございませんのでお話しさせていただきます。優越的地位の濫用は、今回の物流関係にとどまるものではなく、例えば、パトロールをやらせたり、休日に何かしら要請したりするというようなことも、割と頻繁に行われているという実情がございます。これらのように是正すべきところもあると思いますので、この内容はこの内容として、また次回があれば是非御検討いただきたいと思いますと考えております。以上です。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございました。滝澤委員お願いいたします。

○滝澤委員

ありがとうございます。ちょっとした質問なのですが、自由討議の前にお聞きしておきたい点がございます。スライドの6ページについて、よくある質問コーナーに当該内容を追記すると御記載いただき、そこでは、そもそも、価格を転嫁しているかについて取引先に確認することが直ちに問題となるものではないと記載いただきましたが、こちらは「直ちに～」と記載するまでもなく問題にならないように思うのですが、いかがでしょうか。

その下のアスタリスクに記載があり、そちらが問題となることは理解できるのですが、それを勘案しても、単なる確認が問題になる理由が分かりませんでしたので、教えていただければと思います。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。御指摘いただいたとおり、アスタリスクのところ記載している、再委託先との取引価格などのコスト構造に関わる内部情報の提示を求めるようなことがあれば、問題となり得ることもあると考え、このような記載をしているところでございます。

○滝澤委員

それは、内部情報の提示を求めて価格を据え置く場合を指していると思いますが、そうではなく、転嫁を推進するに言う場合にも内部情報の提示を求めていることになるかどうか

かなどが分かりにくかったのですが、いずれにせよ問題ないということであれば、私の勘違いかもしれません。

○公正取引委員会 片木課長補佐

ありがとうございます。想定している例としては、自らの取引先に対して、取引先とその再委託先との間できちんと転嫁ができているかを確認する際に、再委託先の転嫁状況を金額含め具体的に示すことを価格転嫁の条件とする場合、取引先に原価情報の提示を強制することにつながります。原価情報を明らかにする方法以外には転嫁に応じないとなると、そのような原価情報の分析が困難な受注者や、これらの情報を明らかにしたくない受注者にとっては、価格転嫁に係る協議の要請に応じてもらえないことと実質的に同義になりかねないため、そのあたりの懸念を記載しておるところです。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。それでは、自由討議に進ませていただきます。

先ほど御説明しました企業取引研究会の議論を踏まえた対応の方向性について、自由討議とさせていただきます。御発言いただく際のお願いを申し上げます。御発言を希望される方は挙手いただきますようお願いいたします。オンラインにて御参加の方は挙手ボタンにてお知らせ願います。発言の順番は、こちらから指名させていただきますので、指名後に御発言をお願いいたします。また、本日の自由討議につきましては、初めに、①サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備について御議論いただき、次に②サプライチェーン全体での支払条件の適正化、③物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応という3つの論点について、順番に区切って御議論いただければと思います。

それでは、①サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備について自由討議とさせていただきます。

御議論に入ってください前に、本日欠席されております海内委員から御意見をお預かりしておりますので、事務局から代読させていただきます。

引き続きの取引適正化の重要性と、中小零細企業の一経営者として事務局の皆様へのお願いということで、2月末に勃発した米イラン紛争を契機に、原油のみならず広範囲における原材料高騰リスクが高まっています。現在、既に鋼材メーカーからは4月以降の更なる値上げや、需給のひっ迫の懸念の通達もきています。大企業は、4~12月までが上場3社に1社が最高益と報道で伝えられており、財務的体力が見受けられますが、継続した円安を背景に、中小零細製造・非製造業も、3月の年度末の賃上げ対応のみならず、一層の原材料高騰への対応に迫られています。是非、本会議論の最終目的は「政策として良きインフレのための企業規模問わずの継続的な賃上げ」のための二項対立ではなく、日本全体のサプライチェーンを適正にするということ、特に大企業に啓蒙を続けていただきたい。という御意見をいただいております。

それでは、御発言のされる方がいらっしゃいましたらお知らせください。鈴木委員お願いします。

○鈴木委員

私は元々繊維関係の会社におりました。繊維業界は特殊ですので、お示しいただいたような直線的な関係にはなっておりません。具体的には、私たちや、もう少し大きい産元と呼ばれる商社が加工業者と加工委託契約を行い、産元が産地内を仕切ります。ごく稀に大手の産元も存在しますが、ほとんどが中小企業です。元々加工委託の取引であり、加工委託の対象となっている物に対する所有権はメーカーや商社が持っているため、産元の力は余り強くありません。加えて、産元とメーカーや商社との間では、取引条件が曖昧な契約が行われている場合が多く、その下層の取引段階においても、曖昧な契約が行われているというのが実態です。本当はこのような産業構造自体を変えていく必要があると思いますが、そのような実

態がある中では、今回のような、少しずつの改正では抜けがあるのではないかというのが現場にいる人たちの声です。

もう1つは、従前から申し上げておりますが、下請法から取適法に名称も変わりましたので、こちらで上流から下流まで同じことが織り込まれた契約書のひな形を用いて、同じような契約形態にする必要があると思います。特に、本日お示しいただいたのは、取適法とは別の独占禁止法において対処するという考え方であり、パッチワーク的になるのではないかと感じました。パッチワーク的なものではなく、将来的には一元化した取引適正化という大きな法律体系の中で、上流から下流まで基本の契約形態を同じにすれば何の問題もないと思います。そちらが究極的な解決の方法ではございますが、現在は、それに向けたステップであるという見せ方をすると、分かりやすいのではないかなと思います。以上です。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。それでは、松田委員お願いいたします。

○松田委員

ありがとうございます。私はスライド5ページの解決の方向性というところで、想定例の追加については全く異論がございませんが、その趣旨や理解の方法についてコメント申し上げたいと思っております。中央に記載されているように、交渉プロセスのところは、各企業でも取適法をいろいろ活用されていると思われるのですが、他方で、ガイドラインの具体的な記載に関しては、取引の対価の一方的決定についての記載がございまして、こちらは買ったたきを想定しているように見受けられ、その中の考慮要素として記載されており、取適法とは完全にパラレルではないと思われまして。ガイドラインを改定して、多くの企業の方が参照し、実務をどのように変えるかを検討すると思っておりますが、取適法の新しい類型とパラレルとして考えてよいのか、飽くまで買ったたきの考慮要素の一種で若干違う受け止めをすべきなのかというところで迷われるかもしれないと思いたしましたので、ガイドライン自体の記載内容はこれで良いかもしれませんが、今後の発信も踏まえ、差分があればそちらについても周知させていただくとより理解いただけるのかなと思いたしました。

スライド6ページについて、先ほどの滝澤委員からの御指摘もございましたが、その他についても考えてみると多くの疑問があるのかなと思っております。例えば、取引契約において、サプライチェーンの中で、自らの取引先に対して法令遵守を要請し、遵守できていない場合を解除事由にするという契約はよくあることだと思っております。例えば、法令に従って価格転嫁を行うことを当然やるべきだと考え、契約の解除事由に含めることに対しても、もし何か懸念があるのであればQA等で示していただくと分かりやすいのではないかと思います。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。魚住委員お願いいたします。

○魚住委員

ありがとうございます。御検討いただいたサプライチェーン全体で価格転嫁を推進する方針については賛同をしております。他方で、実効的な価格協議があったかどうかについて、発注側がどのような情報を提示していればよいかという範囲の問題や、適切な協議プロセスの判断基準をもう少し明確化いただく必要があるのではないかという声が寄せられております。いろいろな取引形態があらうかと思っておりますけれども、例といたしまして、プラットフォーム企業については、取引先が多種多様になっておりますので、一律の基準を設けてしまうと、逆に実務上の混乱を招くおそれもあるという指摘もございまして。その意味で、優越ガイドラインの改定に際しまして、どのような場合に実効性がないと判断をされてしまうのか、もう少し具体的かつ客観的な想定例を追記いただけると、実務としては、非常に参考になる

のではないかと思います。よろしく願いいたします。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。仁平委員お願いいたします。

○仁平委員

ありがとうございます。お示しいただいた解決の方向性について私は賛成でございます。取適法の対象外部分も含めて商慣習の改善を行うことは非常に大事だと思っております。今回の議題の範囲を超える話ではあるのですが、お礼も兼ねて申し上げたいこととして、中小企業庁、公正取引委員会の皆様方に御連携いただきながら、出前相談会というのをやらせていただきまして、労働組合の立場からも、これまでの商慣行について見直していくことや、あるいは法改正を含めてそのような行為はいけないと周知をしていくことは大事なことだと考えております。その方向性で、もう1歩踏み込んだところで解決の方向性が活用されることが大事なのではないかと思っています。他方で、現場の人間からすると、長年の商慣習であったので、なかなか一気に変えられないという声が出ているということも御紹介しておきたいと思います。

もう1つ、こちらでも今回の範囲を超える話ではございますが、冒頭向井審議官から、取適法が施行されて一定の効果がありますというお話をいただきました。民間の調査会社の2月の調査によりますと、取適法をきっかけに原価高騰分や労務費分を交渉することができたという回答が中小企業の1/4程度で、改正の内容を把握していないという回答も数%ありました。改めて、取適法の効果や影響の検証を行っていただければと思います。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。原委員お願いいたします。

○原委員

サプライチェーン全体での価格転嫁を実現するために、優越ガイドラインを改定し、想定例を充実させることについて賛成させていただきます。

先ほどの松田委員の御指摘とも重なるかもしれませんが、スライド5ページのところで、取引の対価の一方的決定について、取適法ではプロセスに注目をして、プロセスだけで違反認定がされるということがあると思うのですが、改定する優越ガイドラインにおいてもプロセスだけで違反になるのかということところは、事業者にとって気になるころだと思っておりますので、優越ガイドラインの中でその辺が明確になるようにしていただければと思います。

それから、スライドの6ページのよくある質問コーナーについて、取引先に対して価格転嫁をすることが直ちに問題となることではないということですが、直接の取引先だけではなく、その先の2次請け、3次請けにコンタクトしてもよいかを考える事業者も存在しております。パートナーシップ構築宣言をしている企業のように、サプライチェーン全体で価格転嫁を実現していく意識がある事業者は、できるだけ川下にも確認をしたいと思う一方で、どこまで確認しても問題とならないかは迷うところですので、可能であればその点明確になればと思います。以上です。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。岡室委員お願いいたします。

○岡室委員

岡室です。取適法対象外も含めたサプライチェーン全体で実効的な価格協議ができるようになるという解決の方向性については、基本的に賛成しております。大企業同士の取引においては、コンプライアンス意識も高いと思われるので、趣旨も理解していただいた上で実

効性のあるものになると思うのですが、先ほど鈴木委員からお話がありましたが、小さいところ同士の取引については元々の契約が曖昧であったり、協議を行ったりしていない状況も多く、このような考え方を持ち込むのは大変だと思います。だからこそガイドラインを改定するのだと思いますので、想定例を追記して分かりやすくすることは良い方向だと思います。

他方で、どのように記載したら良いか分からないところもありますが、前回の取適法改正の議論の中でも申し上げていたところですが、独占禁止法の趣旨は自由で公正な競争を確保してイノベーションを促進することかと思えます。規模の小さい事業者を保護する視点ももちろんあって良いのですが、サプライチェーン全体の取引適正化が急務かと思えますので、価格協議ありきではなく、競争を通じて自由で公正な取引が確保され、サプライチェーン全体での取引適正化、更にはイノベーションの発展が重要だという趣旨を記載すると分かりやすいと思えます。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。滝澤委員お願いいたします。

○滝澤委員

1点だけ、今回は取適法と優越的地位の濫用に焦点が当たっておりますが、取引適正化についてはフリーランス法もあるということで、これも含めて幅広く解決に向けた規律が準備されていることもどこかで指摘してもよいのかなと思えます。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。頂いた御意見について、一言ずつ申し上げたいと思えます。最初に鈴木委員からパッチワーク的な規制になっているのではないかという御指摘をいただいていたと理解しておりますが、その意味で、今回は大元となる独占禁止法との関係で、より簡易迅速な対処の必要性から、その補完法として一定の規模基準と取引類型に絞った取適法があるということで、その取組でカバーできないところを特殊指定や優越ガイドラインを用いて対応していくという方向性ですので、様々な規制が生まれるという御指摘はそのとおりなのだろうと思えます。その意味で、今回の規制からこぼれ落ちる部分もあり得ると思えますので、その点は、新しいルールを作った後も見ていく必要があるのかなと思えますし、大きな方向性のような点についてもしっかりと整理していく必要があるということには留意していきたいと思っております。

それから、松田委員から御指摘がございました想定例のところについて、取適法の運用基準における協議に応じない一方的な代金決定の禁止の部分に参考を作っていると思われるが、取適法はそのプロセスのみに着目しているという点については、御指摘のとおり独占禁止法と取適法では違う部分も当然ございますので、その差分のところの説明はしっかり行おうと思えます。また、よくある質問コーナーのところについても、必要なものがあれば是非追加していくことを考えていきたいと思えます。

また、魚住委員からも、想定例について御指摘いただいたかと思えますが、取適法の運用基準においても想定例等をかなり書いておりますので、そちらも参考に優越ガイドラインの記載を検討し、必要があれば適宜事例を追加することも考えていきたいと思っております。

それから、仁平委員から取適法の効果の検証について御意見いただきました。取適法では、毎年重点調査や、価格転嫁に関する調査等も行っており、そちらでどのような効果が出ていっているかが見えてくる部分もあるかと思えますので、しっかりとやっていきたいと思えます。

次に原委員から、取適法の協議に応じない一方的な代金決定の禁止はそのプロセスに着目しており、独占禁止法の方はプロセスだけではないという御指摘をいただきました。この点、ガイドラインへの記載ぶりや取適法との差分についてはしっかりと説明していきたいと思っております。

それから、岡室委員から御指摘がありました、イノベーションやサプライチェーン全体の

強靱化といったお話ですが、こちらは公正取引委員会の役割の明確化について公表しておりまして、そちらでも、イノベーションが大事だということはかなり強調しているところでございます。取引の適正化についてもイノベーションにつながるものだとということで続けておりますので、その点考慮しながら説明していきたいと思っております。

滝澤委員の最後の御発言について、フリーランス・事業者間取引適正化等法のところについても御指摘のとおりかと思っておりますので、留意していきたいと思っております。

○鈴木委員

独占禁止法と取適法の適用へのハードルが違うのであれば、独占禁止法においては談合やカルテルというような重いものだけを規制するという方向性を出していただくのが良いのかなと思っております。全ての取引における優越的地位の濫用に関しては事業者の規模に関係なく対処すればよいのではないのでしょうか。先ほど申し上げた意見は大企業側のものに見えたかもしれませんが、素材産業においてTier2とかTier3の立場でいると、その上に大きな事業者がおり、そこは取適法の範囲には含まれておりませんが、同じような濫用行為が行われております。このような実態があるにもかかわらず、事業者の規模を限定して規制するのは、少し違うのではないかと申し上げているところですし、上から下まで同じ契約になっていけば、問題は起きないのだとも思います。そのような方向で動いているのか、それともパッチワーク的に対処して対応できたと主張するかどうかは全く違うスタンスであるため、そのあたりは少し違う御回答がいただきましたかったというのが私の意見でございます。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。その意味では現在も優越的地位の濫用については規模基準がございませんので、今でもそういったところで対象になると考えております。

○鈴木委員

独占禁止法では動きにくいということであれば、取適法を広げた方が良いのではないのでしょうか。なぜ取適法が資本金や従業員基準を設けるのかが私には理解できません。

○公正取引委員会 向井官房審議官

ありがとうございます。元々、独占禁止法において優越的地位の濫用が禁止されており、そちらを運用してきたわけですが、優越的地位の濫用についてはケースバイケースで判断する必要があるというところで、例外的にできたのが旧下請法、今の取適法です。この取適法というのは、法律の体系の中でどのように位置付けられているかと言うと、中小企業政策の中に位置付けられているところでございます。保護という言葉が適切かは分かりませんが、中小受託事業者の取引について規律を作っているという体系になっております。このような中で取適法の規模要件を取っ払って全体に広げることになると、全体の体系をどう整理するのかというところも問題が出てくるということです。中長期的にそのようなことを検討するという事は当然あり得るのだと思っておりますが、規模要件も存在しない画一的、一律的なルールが本来的に良いものなのかどうかという点では、先ほど岡室委員からも御発言がございましたが、イノベーションの阻害にもつながるリスクもございますので、そのあたりについては慎重に検討する必要があるのではないかなと思っております。

○鈴木委員

事情は大体理解しているつもりではございますが、先ほどの岡室委員の御発言のように、イノベーションを促進するという大きな目標のためには、サプライチェーン全体も変える必要があります、そのような方向に日本はいるはずだと思います。その点を踏まえると、守る方向が強いと感じますので、少し違うのではないかと申し上げているところでございます。

(4) 自由討議 (②サプライチェーン全体での支払条件の適正化)

○公正取引委員会 柴山課長

それでは、次の支払条件の適正化の論点に進みたいと思います。この論点に関連して、こちらから海内委員から御意見を頂戴しておりますので、代読させていただきます。

優越的地位の濫用に対する規制の整備の方向性について、大企業と取引をしている際に、大企業の事情による生産移管によって、関連子会社を経由した取引に変更になることがあります。このような場合には、従来の大企業との取引と比較して支払条件が悪化する問題が発生しております。また、関連子会社を経由した取引についても取適法対象取引であるにもかかわらず、関連子会社の取適法への理解が不十分であり、取適法に基づいた支払期日になるよう交渉をしても、交渉が難航することもあります。そのため、取適法の正しい理解が引き続き必要であると考えます。また、弊社では、このような場合に、関連子会社の親会社に状況を報告し、関連子会社だけで終わらせないように努力しています。まだ帰結は出ていませんが、親会社も当社の訴えていることをある程度理解しているように見受けられ、関連子会社に掛け合ってはくれています。公取の取組だけでなく、このように、やりやすく、できることから各社が取り組むことで、大企業の中で関連子会社含めたサプライチェーンや、取適法の対応を統一・浸透させ、推進力の強化になるかと思えます。

との御意見をいただきました。それでは、御発言されたい方がいらっしゃいましたらお知らせください。松田委員からお願いします。

○松田委員

サプライチェーン全体での支払条件の適正化に向けての解決の方向性を示していただき、こちらの解決の方向性については賛同いたします。細かい点にはなるのですが、適用対象について、今回外形的な基準は特設設けないという理解ですが、サプライチェーン全体に行き渡らせたい場合に外形的な基準を設けてしまうと、その外側が出てきてしまいますので、こちらから正当だと思っております。この点、取引上の地位が当該発注者に対して劣っていないと認められる者に対する行為を除くとの記載がございますが、取引の相手方との関係で取引依存度や市場における地位というのは分からない部分も多く、実際の企業からすると、自らが適用対象になるかの判断が難しいと思います。ケースバイケースではあると思いますが、最低限の基準のようなものがもしあれば示していただけると、事業者の方の法令遵守に関するコストが無用に膨らまずに済むため非常に良いと思います。

次に、禁止行為に関して、受注者の責めに帰すべき理由がある場合、合理的な理由の場合は除かれるということで、合理的な理由に関しては今後詰めて検討していかれるのだと思いますが、今回の60日以内の支払について、ファクタリングやでんさいを用いる場合でも支払ったことになるのでしょうか。取適法の規制と同じかどうかよく分からなかったのが、可能であればお答えいただきたいと思いました。以上です。

○公正取引委員会 柴山課長

そうしましたら、原委員お願いいたします。

○原委員

スライドの10ページの適用対象に関して3点ほどコメントさせていただきます。こちらについて、製造委託等をした発注者の行為を対象にしており、規模基準については対象にしていないと御説明をいただきました。製造委託等の5類型の対象になるかについて、事業者が自らその判断を行うことは難しく、対象になるか悩ましい場面も多いと思います。この点、取適法には規模基準があり、その対象外取引では製造委託等に該当するか判断してこなかったところもあると思いますので、事業者にとっては大変かもしれないというのが、まず1点

目です。

それから2点目です。製造委託等の類型では、大元の取引は対象外になってしまうのではないかと思われ、この部分は優越的地位の濫用規制を用いるのだらうと思いますが、齟齬がないように適用し、パッチワーク的な規制とならないようにする必要がありますのだと思います。

3点目として、ただし書きに取引上の地位が劣っていないと認められる者に対する行為を除くと記載されておりますが、こちらの立証責任が気になっております。事業者側で証明する必要があるのか、それとも違反認定の際に当局側で認定するのかということが重要になると思いますので、具体的な記載ぶりについては御検討いただきたいと思います。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。魚住委員お願いいたします。

○魚住委員

ありがとうございます。サプライチェーン全体での支払サイト短縮という方向性については賛同しております。その一方で、事業者は様々な取引によって財務上の影響を受けておりますので、製造委託等取引におけるサイトのみ一律60日以内の支払期日の規制を設けてしまうと、他の規律の関係でバランスを欠いてしまうのではないかという実務上の懸念がございます。

また、「取引上の地位が当該発注者に対して劣っていないと認められる者に対する行為を除く」という記載について、発注者側が自らの取引が除かれるかどうかを個別に判断するのは非常に困難だと考えております。この部分は、例えば、60日超のサイトを設定しているだけで違反になると誤解されるおそれもあります。他方で、この判断のところが簡単だと規制逃れのようなものを助長することにもつながりかねませんので、このあたりの判断が発注者側にとっても分かりやすく、かつ実効性のある形で、御検討いただけるとありがたいと考えております。

また、国内企業と海外企業が競合している取引において、国内企業だけが支払サイトの制限を受けてしまうと競争上不利になる面も出てくるかなと考えております。そういったところも配慮が必要であろうと考えております。

また、禁止行為の記載の部分で、例えば、納品後の検収に長期間を要する場合や高度な業務提供など、取引の性質によっては、一律のサイト設定が困難なケースあるかと思えます。そのため、禁止行為の例外となる、正当な理由については業界の実態に即して定義をいただければと思います。

他にも、支払に関する新たな特殊指定と、他の特殊指定である大規模小売業告示や新聞特殊指定との関係整理についても検討の必要があるというふうに考えております。

また、第2回の研究会で申し上げましたが、通関業者から寄せられた意見として、貨物を輸入する際、荷主が負担すべきコストを受注者である通関業者に転嫁するという商慣行が今でもあるという指摘が出ております。このようなケースは発荷主の利益を不当に害する行為に該当し得るのではないかということで、告示の解説や優越ガイドラインの想定例、取適法QAなどへの記載を御検討いただければと思っております。

○公正取引委員会 柴山課長

それでは、及川委員お願いいたします。

○及川委員

ありがとうございます。サプライチェーン全体で支払サイトを短縮することは、日本全体の産業強化につながると思いますので、こちらは是非やっていただきたいと思います。実現するというところで大変ありがたく思っております。

10ページの適用対象のところについて、製造委託等をした発注者の行為に適用されるとい

うところだけを見ると、完成品メーカーや小売業者の着荷主が含まれていないように思いましたが、こちらは14ページの物流特殊指定のスライドに記載があるとおり、現行の物流特殊指定に取適法の改正点を反映し、手形払等の禁止を行うということでカバーリングされている理解でよろしいでしょうか。これらの特殊指定を1つずつ見ると分かりやすいのですが、重なったときにどうなるかということについても今後分かりやすく示していただければと思います。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。それでは、松本委員お願いいたします。

○松本委員

はい。日本商工会議所の松本でございます。本日は御説明いただきありがとうございます。先ほど原委員からも御指摘あったことと重なりますが、こうした仕組みが整っていくのに併せて、商工会議所では全国の事業者にも周知を行いますが、その際に質問されそうな部分という観点で発言させていただきます。

資料の10ページの適用対象のところで、取引上の地位が劣っていないと認められるものに対する行為を除くと記載されておりますところ、地位が対等なのか否かや、自らが適用対象なのか結局分からないと事業者は感じるのではないかと思います。また、合理的な理由についても同様です。今後具体的に決められていくのかとは思いますが、記載によってはかなり恣意的に使用されるリスクも当然発生してくると思いますので、ここはできるだけ具体的に決めていただくと、現場の事業者が参考にさせていただけるかと思っております。よろしく願います。

○公正取引委員会 柴山課長

どうもありがとうございました。それでは、いただいた御意見に関しまして、順次コメントさせていただきます。

初めに、松田委員や複数の委員から、取引上の地位が劣っていない者に対する行為を除くという部分について御意見いただきました。こちらは、運用基準の方でももう少し具体的に記載することを考えております。加えて、事業者の方に分かりやすく伝えられるよう工夫していきたいと思っております。

それから、禁止行為の60日について、こちらは取適法と同じ規制かという御指摘があったかと思っておりますが、今回は、60日で何らかの支払手段で払えばよいと考えており、その意味では、改正前の下請法と、同じレベルの規制というところを現時点では考えております。

原委員から、事業者にとっては、どのようなものが製造委託等に該当するかが分かりにくいのではないかと御意見を頂戴しましたので、その部分はしっかり分かりやすい御説明に努めていきます。

それから、大元のところが適用対象外になるのではという御指摘があったかと思っております。例えば、単なる売買契約等を念頭におかれているものかと思っておりますが、御指摘のとおり、その部分は今回の適用対象外ですので、更に対応が必要かどうかについては、今後よく検証していきたいと思っております。

また、立証責任の話は後ほど御説明いたします。

次に、魚住委員から検収期間のお話があったかと思っております。松本委員からも御指摘があったかと思っておりますが、正当な理由については、実態を良く踏まえて、運用基準の方で具体的に定義していきたいと思っております。

次に及川委員からですが、着荷主ということで、物流特殊指定についてのお話を頂戴しましたが、14ページ目の「その他」の欄に記載のある「取適法での改正点を反映」というのは、既存の物流特殊指定の荷主と運送事業者の間の取引についてのお話でございます。

○公正取引委員会 田中課長補佐

幾つか補足させていただきます。複数の委員から、お示した事務局案では製造委託等に限られるとしておりますので、バランスが取れているのか、パッチワーク的な規制になってしまうのではないかという御指摘を頂戴していると理解しております。その意味で、今回はあらゆる事業者に対してこの規制の適用がされるわけではなく、従前から取適法の対象となっており、再委託と同等の構造にあるものが念頭に置かれております。こちらの取引においては、受注者側の立場が弱くなりやすいために取適法が適用されているという経緯もあり、今回の規制の範囲についても、そういった再委託と同等の構造にあるために支払遅延による負担を押し付けられやすい形にある取引に対して、60日という具体的な規制をかけることが必要ではないかと思っております。

もう1点、複数の委員から、取引上の地位が劣っていないと認められる行為を除くという部分が分かりにくいのではないかという御指摘を頂戴しております。今回は、60日を超えて何らの対価も支払われないものに対して規制をかけていくということになります。さらに、取引上の必要性が認められる、検収に長期間を要する場合等の正当な理由があるものについては除かれますので、そのような正当な理由がない場合にまで、長期の支払期日の設定をするものに関しては、取引上の不利益を押し付けていない場合や、取引上の地位を利用していない場合であることは限定的になるのではないかと考えております。その意味では、ある程度対象範囲が狭まってくると考えられますので、立証責任に関しても、一から認定をするというよりは、取引上の地位を利用して不利益行為が行われているということが、一定程度うかがわれるのではないかと考えているところです。

この点、考慮要素としてどのようなものが問題になるかという点については、運用基準等で明確化できればと考えております。

○公正取引委員会 柴山課長

他に何かある方いらっしゃいますでしょうか。もしございましたら後ほどでも構いませんので、御意見いただければと思います。

(5) 自由討議 (③物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応)

○公正取引委員会 柴山課長

それでは、③物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応について、自由討議とさせていただきます。本論点についても、海内委員から御意見をお預かりしておりますので、代読させていただきます。

特に、物流における商慣習の解決策としての方向性として、資料に示されているとおり、重要性の高い(クリティカル度が高い)課題を洗い出し、特殊指定並びにガイドラインを設定することは、現在、言葉を選ばずに言えば無法地帯であったので、一定の効果が出ると思います。これを機に、いわゆるかんぱん方式と呼ばれる、大企業の在庫を最小化するための最適化の手法も、先行き不透明な現在にはそぐわなくなっており、特に製造業における物流の個別論点として、議論する意義はあると思います。

とのコメントをいただいております。それでは、御発言されたい方がいらっしゃいましたらお知らせください。松田委員お願いします。

○松田委員

どうもありがとうございます。着荷主の行為については、2024年の企業取引研究会の頃から問題として挙げられ、その際にも委員の皆様から様々な御意見が出ていたところかと思っております。今回このような整理とされるということで、私は異論ございません。

冒頭の御質問とも関連しますが、禁止行為には発荷主の利益を不当に害する行為が記載されており、これをどのように認定するかという点は、運用の前に押さえておくべき点かなと

思っております。回答いただいた、個別の事情に応じて検討するというのはおっしゃるとおりかと思えます。他方で、発荷主が取適法や契約内容を守らなかったり、運送事業者から請求された対価を支払わなかったりする場合等、本来やるべき行為をやらなければやらないほど着荷主は規制を逃れることができるため、そのような構造になってしまうと良くないと思います。また、法的な理屈としても、契約上の請求権として債務が発生しているため、当該債務をもって発荷主の利益を害しているとも見ることができると思えますし、契約がなかったとしても、商法上の相当報酬請求権等で何等か発荷主側に債務が生じたということで、それをもって発荷主の利益を不当に害したとして、ある種の擬制をすることもあり得るのかなと個人的には思いました。以上です。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。滝澤委員お願いいたします。

○滝澤委員

ありがとうございます。今回このような形で、発荷主・着荷主間に物流特殊指定を設けるということで、やや間接的な規律になることは否めないように思いますが、サプライチェーンの上流に位置し、事業規模や交渉力の強い傾向にある着荷主に着目して対応するのも1つの在り方だと思いますので、まずは規制動向を見守りたいと思います。その上で、スライド12ページの方向性の2つ目に記載がございますが、運送条件が正確に記載されていないことも多々あり、明確にすべきだと指摘されています。この点、取適法とは異なり、物流特殊指定の禁止行為には、取引内容の明示義務のようなものは入っておりません。また、それに伴い保存義務もございません。そのあたりについても何らかの規制を考えてもよいのではないかと、ということを感じました。

また、先ほどの魚住委員の御発言と重なるところもありますが、このように特殊指定が制定されるのであれば、スライドの15ページでございます、特殊指定と第2条第9項第5号の関係については整理する必要があるのではないかと思います。この点、優越ガイドラインの記載については修正いただけるということですが、気になっているのは適用関係です。第2条第9項第5号を適用すると課徴金がかかりますが、特殊指定を適用して簡易迅速に行うことにより課徴金がかからなくなってしまいます。第2条第9項第6号柱書の書き方からして、第2条第9項第5号の適用が原則となるはずだと思います。特殊指定適用対象取引だけ常に課徴金を免れる扱いになるとすれば、疑問も出てまいりますので、そのあたりの適用関係についてもどこかで分かるようにすると良いのではないかと思います。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。原委員お願いいたします。

○原委員

ありがとうございます。物流に関しては物流特殊指定の改正で対応されるということで理解しました。この物流の問題に関しては、現在様々なところで対応が行われていると理解しております。前回の企業取引研究会の時にも国土交通省から物効法との関係での対応状況について伺いましたが、これからはそちらの方でも更なる対応が出てくることになろうかと思えます。そうすると、企業としては、パッチワーク的な規制であったり、場合によっては重疊的な規制を受けてしまったりする可能性がございます。どういう場合に何が適用されるのかということの解明すること自体が結構大変という状況にあるかと思っておりますので、可能な限り重疊適用がないように調整をしていただければと思います。また、物流問題に対応するために、様々な省庁の取組があるかと思っておりますので、これを見れば全体像が分かるもの、例えばパンフレットのようなものがあると、事業者様が全体の法令遵守に取り組むに当たり、参考になるかと思いました。以上です。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。魚住委員お願いいたします。

○魚住委員

こちらの論点に関しても方向性については賛同をしておりますが、何点か実務上の懸念について指摘をさせていただきます。

着荷主に様々な実態がありますが、特に荷物の受領の納入先については、倉庫業者に委託をしているというケースも多いかと思っております。この場合に、規制の遵守をどのように考えるかということも考慮していく必要があるというふうに思います。前回も申し上げておりますけれども、物流の荷待ちの問題で発荷主、着荷主あるいは運送業者といった主体が複雑に影響し合っているため、サプライチェーン全体で連鎖しながらこのような問題が発生していると考えれば、着荷主側だけの要因ではないということを考えなければいけないと思います。実態としては、発荷主が必ずしも運送に関する指示を行っているわけではないということも多いかと思っておりますので、そのあたりを十分に考慮していただきたいというふうに考えております。現在実務の方では取適法施行を受けて苦労しながら対応に向けて努力をいただいているところですが、その実務負荷が高まっております。やはり運用の解釈の部分で少し混乱も生じているというところがございます。契約の中で、発荷主・着荷主との関係の中でやはり受け渡し要件等、安全に関わるもの以外について、細かく規定ができていない現状も多くあるのかなと思っております、ここは混乱のないように是非お願いしたいと思っております。

また、荷待ちが発生する原因として、出荷のタイミングや交通事情に起因するものもあり、必ずしも契約に起因しているものではないというところも気になるところです。このあたりも、運用とシステムの両面において、持続可能なものかの検証を是非適切にやっていただきたいと思っております。

また、14 ページ目の解決の方向性で、発荷主と元請運送事業者が適用を受ける現行の物流特殊指定を改正し、直接の契約関係にない着荷主の行為を規制することになるかと思っておりますが、1 つの特殊指定で 2 つの規制を行うことについて、新たな特殊指定を検討してはという意見も上がってきているところです。

また、多くの消費者を対象にしたデジタルプラットフォームを運営している事業者などは、荷物の受取拠点多岐に渡ります。そのため、直接契約のない中でどの程度関与していれば利益侵害に該当するのかなというところについては明確でない部分があるかと思っておりますので、物流網の効率化を阻害しないような形での運用基準の明確化を是非お願いしたいと思っております。

最後の指摘になりますけれども、荷待ちの問題については、改正物流効率化法のトラック G メンによる是正指導や、業界・個社としての是正に向けた自主的な取組も進んでおり、2026 年度からは、この改正物流効率化法に基づく発荷主・着荷主双方の中長期計画書の提出義務も課されますので、現場の実務の影響も考慮しながら、改正の時期については慎重に御検討いただきたいと思いますと思っております。その他、特に倉庫業界などからも意見がいろいろと寄せられているところがございますので、実態をしっかり把握して、運用に御配慮いただきたいと思いますと思っております。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。松本委員お願いいたします。

○松本委員

ありがとうございます。1 点だけですが、改正物効法についてもこれまで議論されたことですが、今回物流特殊指定が改正されるということで、物効法の施行状況も踏まえなが

ら、事業者にとって分かりやすいガイドラインの作成等をお願いできればと思っております。

こちらに加えて、着荷主の話になりましたが、特に都市部の着荷主の方からの御意見として、ビルの中での荷捌きスペースをどうしても確保できなかつたり、道路が狭くて遠くで待たせてしまつたりというケースのように、個社のみではどうしても解決できないようなケースもあります。こちらで荷待ちや荷役等の別途の作業が発生しているという声が寄せられております。本研究会だけで議論する内容ではないかもしれませんが、例えば、そのような環境整備にインセンティブを与える形で、荷捌きスペースを整備するというような環境整備についても、実態としては必要になってくるのではないかと考えております。

こうした規制行為や個社の取組ではどうしても限界があるということについても、御留意をいただければと思います。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。及川委員お願いいたします。

○及川委員

一定の事業規模を超える着荷主を対象にしたということについては、現実的で良いと思いましたが。このような規模で見ていくというのは大切で、現場の混乱もないかと思えます。人手不足の中で物流の効率化が行われ、着荷主に規制がかかることは大変画期的なことだと感じております。他方で、これまで物流特殊指定はなかなか使われなかった状態であったことを考えると、今回、せっかく着荷主規制を設けたのに使われないと、大変大きな問題が残ると思えますので、当然取適法と同じように周知徹底をしていただければと思います。また、実際の使い勝手はやはり分かりやすさ、簡便さだと思いますので、運用につきましては、その観点も踏まえて執行を強化していただければと思っています。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。渡邊委員お願いいたします。

○渡邊委員

ありがとうございます。私は先ほど同じようなことを申し上げましたし、全ての委員の方にも賛成だという方向でお話をいただいておりますので、特殊指定を改正する方向性については大変良いことだと考えております。

他方で、なぜこのようなことが起きるかについても、是非御検討いただきたいと思っております。例えば、御作成いただいた資料の中でも、11 ページの事業者の声に記載されているようなことが実情として存在しております。今回の特殊指定の改正によって、作業内容を明確にし、見積りの段階できちんと把握しておくことが大切だと思っております。例えば、仕様や作業内容が変わったり、物流であれば運送する量や単位サイクルが変わった時に、既に契約をしていたとしても、対価を見直したり、条件を変えることができる商慣習を作っていくことが非常に重要です。これは物流だけでなく、全てにおいて当てはまります。製造業においては、特に生産量や、納期、仕様、検査のサイクルが変わっても価格が変わらないのが実情です。契約の内容が変わった際には、対価や支払条件を変えるということを、絶対にバックアップしていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○公正取引委員会 柴山課長

ありがとうございます。それでは、事務局からコメントをしたいと思えます。まず滝澤委員の方から御指摘のあった、法定優越が使われなくなるのではないかという点についてです。法定優越、あるいは物流特殊指定をどのような場合に適用するかについては、個別の事案において判断されるということですので、例えば、問題となる不利益の程度等を考慮して、

違反行為を抑止すべき必要性が高い場合には、排除措置命令とその課徴金納付命令がある法定優越で対応するとか、あるいは、効率的かつ効果的な執行の観点も考慮して、迅速な被害回復を通じた競争秩序の早期回復、再発防止の観点等を踏まえ、物流特殊指定の適用による確約手続等を活用するなど、適切に運用していきたいと思っております。

それから、物効法のような他の法律との規制の関係を事業者に分かりやすく伝えるという御指摘についても、原委員や加藤委員、松本委員の方から頂戴しました。この点、国土交通省とも連携して、事業者にとって分かりやすく、重畳的な規制にならないようにやっていきたいと思っております。国土交通省も本研究会に御参画いただいておりますので、引き続き連携してやっていきたいと思っております。

また、及川委員から御指摘がありました周知や運用の観点ですけれども、周知については取適法と同様にしっかりやっていきたいと思っておりますし、運用については現在の物流特殊指定においても毎年実態調査を行い、独占禁止法上の問題につながるおそれのある行為を行った荷主に対しては注意喚起を行っております、その中で問題となる事案に接した場合には厳正に対処していくというような取組をサイクルとして回していきたいと思っております。

また、後ほど補足いたしますが、魚住委員から御指摘ありましたとおり、発荷主、着荷主の業態によってもいろいろなケースがあると思っておりますので、今後パブリックコメントや様々な業界の事業者の方々と意見交換をする中で詳細について検討していきたいと考えております。

○公正取引委員会 片木課長補佐

いくつか補足させていただきます。松田委員から御指摘をいただきました、発荷主の利益を不当に害するという要件に関する問題意識は御指摘のとおりかと存じます。典型的には、発荷主が着荷主の下での荷役等の費用を負担し、これにより発荷主の利益が害されたというケースを想定しておりますが、必ずしもこのケースに限定されるべきではなく、その他の様々な要素としてどのようなことが勘案されるかという点につきましては、今回解決の方向性について御了承いただきましたら、今後も必要に応じて考え方を検討して参りたいと考えております。

いずれにせよ、着荷主が、発荷主との間であらかじめ取り決めていない荷役等を要請し、その費用を発荷主に支払わなかった場合には、発荷主が運送事業者との関係で荷役等の費用を負担することとなるか否かなどの発荷主側の状況は、もはや着荷主がコントロールできない事柄であるため、着荷主側において今回の着荷主規制に違反しないようにするためには、あらかじめ取り決めていない荷待ち・荷役等を運送事業者に要請をしないこと、荷役等をさせることが予想される場合にはあらかじめ条件を明確にすることなど、違反防止のために取り組むべき内容についても周知啓発を図って参りたいと思っております。

また、滝澤委員から御指摘いただいた取引条件の明示に関して、御発言いただいたとおり、発荷主と着荷主との間で、取適法の4条明示のような義務はございません。他方で、今回の着荷主規制によって、着荷主が発荷主との間であらかじめ取り決めていないような、荷待ち・荷役等を、発荷主を通じて運送事業者に要請して無償で行わせる場合は問題になり得るため、違反行為を未然に防止する取組としては、発荷主と着荷主との間で、あらかじめ運送サービスの範囲等を明確化することがより一層重要となります。このような取組を周知啓発していくことで、運送条件の明確化についても期待できると思っております。一方で、物流特殊指定に取適法の4条明示のような義務が規定できるかというところは、中長期的な検討が必要かと思っております。自己の取引上の地位を不当に利用して取引の相手方に不利益を課す行為が独占禁止法の優越的地位の濫用でございますが、明示義務は、そういった不利益行為の未然防止等の観点から事前に発注者に義務を課すものであり、取引条件等の明示をしなかったことをもって取引の相手方に不当に不利益が課されたといえるのかについては、様々な考え方があり得るため、検討の余地があると思っております。今後の課題として参考にさせていただければ幸いです。

また、原委員から御指摘いただいた点ですが、物効法等の荷待ち・荷役等に関連する様々な取組がございますので重畳的な規制にならないようという点について、御指摘のとおりかと思っております。他方で、法目的が違うという点はございます。物効法ですと、物流の効率化ということで、荷待ち・荷役を効率化してその時間を減らしていくことが目的になっていますが、独占禁止法の場合には、物流取引を適正化して、物流業者や発荷主に不利益を課すような行為を規制していくことが目的であり、荷待ち荷役等をテーマとする類似の規制にみえるとしても、それぞれの法目的を達成するために規制を設ける必要があると考えられます。いずれにせよ、引き続き国土交通省や荷主所管省庁とも連携を図っていきたいと考えております。

魚住委員から御指摘をいただきました、倉庫事業者などの発荷主と取引関係にない者が物品の受け渡しを行い、そこで荷待ち・荷役が生じるという場合も当然想定し得ると思えます。その点につきましては、独占禁止法の規制が、取引関係のある者同士において、取引上の地位を利用して、取引の相手方に対して不利益を課すというところを問題視するものですので、ポイントとしてはやはり発荷主と取引関係にある者が規制対象になると考えております。今回の発荷主と着荷主のところで考えますと、発荷主と取引関係がある着荷主は、運送の範囲や、荷待ち・荷役等にどこまで対応するのかといった物品の引渡しに関する取引条件を交渉・決定できる立場にあります。今回の着荷主規制の対象となるのは、倉庫事業者ではなく、倉庫事業者に委託をして物品を受け取らせている委託者のように発荷主と取引関係にある者を想定しております。

また、荷待ち・荷役等が交通事情などのやむを得ない事情で生じる場合もあるかと思えます。今回検討している着荷主規制は、荷待ち・荷役をさせること自体が直ちに違反となるものではなく、荷待ち・荷役をさせるのであれば、あらかじめ発荷主と協議して条件を取り決め、その業務量に見合った対価を支払いたしましょうというルールを明確化するものですので、荷役、荷待ちが生じてしまうことが予想されるのであれば、そういったリスクも踏まえて、運送サービスの範囲や対価についてあらかじめ協議の上で明確にさせていただくことを、物流取引の適正化の観点からは是非お願いしたいと考えております。

○公正取引委員会 柴山課長

委員の皆様から他に御意見や御質問いかがでしょうか。ありがとうございます。

(6) 閉会

○公正取引委員会 柴山課長

本日、今後進めていくに当たり、本当に貴重で参考となる御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。基本的には事務局から御説明しました対応の方向性に御賛同いただいたかと思えます。また、神田座長からは、事務局案で進めていくことに異論ない旨の確認をいただいているところです。本日の議事の結果については、後日事務局から神田座長に共有させていただきます。

それでは、今後につきましては、基本的に、事務局から示したスケジュールで進めていくという方向性で御異論はございませんでしょうか。ありがとうございます。

本日は皆様からいただきました御指摘についてはしっかり踏まえて今後の詳細の設計や検討にいかしていきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

次回の第5回企業取引研究会では、今回御説明・御議論しました優越ガイドラインの改定、支払期日に関する特殊指定の策定及び物流特殊指定の改正について、今後意見公募手続等を進めていきますので、その結果について御報告することを予定しております。

また、第1回の研究会で御承認いただき、別途開催してまいりました知的財産取引適正化ワーキンググループでの議論の結果及びその内容を踏まえて策定する知財取引に関する指針についても、併せて御報告したいと思っております。

それでは、これもちまして、企業取引研究会を閉会いたします。本日は、御多忙のところ、活発な御意見を頂戴し、また、熱心に御検討いただきましたことに厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。